

平成 27 年 9 月 25 日  
内閣府（防災担当）平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害に係る  
被災者生活再建支援法の適用について（福島県）

- 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害について、福島県から住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、同法を適用する旨の報告があった。
- 今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯等については、その申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の被害程度に応じた基礎支援金及び住宅の再建方法に応じた加算支援金が公益財団法人道府県会館から支給される。

該当区域	支援法 適用日	適用基準 (支援法施行令)	住宅被害(世帯)		
			全壊	半壊	床上浸水
田 村 市 (たむらし)	9月9日	第1条第6号	3	0	6

注 上記の数値は平成 27 年 9 月 18 日（金）9 時現在の福島県からの報告による。  
同数値は、今後の調査によって変動することがある。

## &lt;参考&gt;

1. 支援金支給の仕組み（法第 18 条）

被災者生活再建支援金は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給するが、その 1/2 について国が補助することとされている。

2. 対象となる自然災害（施行令第 1 条）

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第 1 条第 6 号（同条第 3 号又は第 4 号に規定する都道府県が 2 以上ある場合（※ 1））における市町村（人口 10 万未満のものに限る）で、その自然災害により 5 以上（人口 5 万未満の市町村は 2 以上）の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに該当することによる。

※ 1 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、茨城県、栃木県、宮城県において支援法を適用。

※ 2 田村市の人口は、平成 27 年 8 月 1 日時点で 37, 295 人であり、人口 50, 000 人未満であることから、全壊 2 世帯以上で同号に該当。

※ 3 福島県においても同時発表。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（事業推進担当）付  
菊池、外山TEL 03-5253-2111（内線 51403）  
03-3501-5696（直通）